平成２３年（フ）第３３４号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷2029番地―102号
債務者　廣田　洋一
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
愛知県一宮市大和町馬引字郷東32番地１　レセンテ馬引104号
債務者　堀尾百合子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２８８号
愛知県稲沢市日下部北町３丁目17番地　グランレイム稲沢東1301
債務者　古場　安弘
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２９１号
愛知県稲沢市小沢１丁目13番17号　フォーリアＹ．203
債務者　山森　憲司
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０９号
香川県仲多度郡まんのう町炭所西1179番地２
債務者　梯　　康二
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５８号
北海道岩見沢市６条東11丁目61番地
債務者　地崎　美榮
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第６９号
北海道夕張郡長沼町旭町北１丁目６番15号
債務者　祐川　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７２号
北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地３
債務者　浮中　正樹
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７３号
北海道岩見沢市５条西14丁目５番地４　渋谷アパート１階右
債務者　松浦　好子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７５号
北海道岩見沢市７条西２丁目30番地
債務者　山谷　　均
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第８１号
北海道岩見沢市北１条西14丁目１番15号
債務者　横濱　宏志
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第１１７７７号
東京都品川区中延４丁目４－６　中延ポイント446―302
債務者　高野菜奈子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１７９２号
東京都江戸川区篠崎町５丁目３―18
債務者　野口　　孝
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８０５号
東京都練馬区光が丘６－１－３―1202、住民票上の住所山梨県南都留郡富士河口湖町大石2123―35
債務者　濱崎　利明
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８１４号
東京都江戸川区西瑞江４丁目22―２―705
債務者　數井マリアイメルダこと　カズイ　マリア　イメルダ　ベサリオ
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１８１５号
東京都羽村市栄町１丁目10―７　第２石田コーポ102
債務者　酒井　　彩（旧姓田中・佐藤）
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部